

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 竹 内 洋

### 関税法基本通達等の一部改正について

関税定率法等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 22 号)の一部の施行等に伴い、関税法基本通達等の一部を下記のとおり改正し、平成 18 年 3 月 1 日(下記第 1 及び第 2 については平成 17 年 11 月 1 日)から実施することとし、このうち、特定輸出者の承認及びこれに関し必要な手続その他の行為については、平成 18 年 1 月 1 日より同法附則第 4 条(関税法の一部改正に伴う準備行為)の規定に基づき取り扱うこととしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

なお、改正前の税関様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用させることとして差し支えない。

### 記

第 1 関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号)の一部を次のように改正する。

1 . 7 の 2 - 5 の(1)のトの次に次のように加える。

チ 上記トに規定する通関業者が通関業法基本通達(昭和 47 年蔵関第 105 号) 5 - 2 の(2)のハに規定する法令遵守のための社内管理規則を整備している場合にはその旨

2 . 34 の 2 - 1 の(1)のイの(ハ)の 中「又は銃砲刀剣類」を「、銃砲刀剣類、爆発物、火薬類、偽造貨幣等定率法第 21 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号((輸入禁制品))に掲げる貨物」に改め、同項の(2)のイ中「輸出しよう」を「外国貨物又は輸出しよう」に改める。

3 . 37 - 1 の(3)中「港湾管理者」を「国の管理の下に借受者が運営し、又は港湾管理者(港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 5 項各号に掲げる港湾施設を管理する指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項(公の施設の設置、管理及び廃止)に規定する「指定管理者」をいう。)を

含むものとする。以下この章において同じ。)」に改める。

4. 40 - 3の見出しを「(貨物の取扱いに際しての税関への連絡)」に改め、同項中「保税地域(保税展示場を除く)における法第40条第1項((貨物の取扱い))の規定による貨物の内容の点検又は改装、仕分けその他の手入れの際に、倉主等が搬入された外国貨物について」を「指定保税地域に搬入された貨物について、貨物を管理する者が法第40条((貨物の取扱い))の規定による貨物の内容の点検又は改装、仕分けその他の手入れ等の際に、」に、「に連絡する」を「へ連絡するよう協力を求めるものとする」に、「又は銃砲刀剣類」を「、銃砲刀剣類、爆発物、火薬類、偽造貨幣等定率法第21条第1項第1号から第4号まで及び第6号((輸入禁制品))に掲げる貨物」に改める。

5. 49 - 1中「40 - 3(保税地域における)」を「40 - 3(」に改める。

第2 包括事前審査制度について(平成12年3月31日蔵関第245号)の一部を次のように改正する。

1. 別紙の3の(1)のイの(ホ)中「通関官署名」の下に「、税関手続を通関業者に委託している場合であって当該通関業者が通関業法基本通達(昭和47年蔵関第105号)5 - 2の(2)の八に規定する法令遵守のための社内管理規則を整備している場合にはその旨」を加える。

2. 別添1の2の4中「税関官署の名称」の下に「、税関手続を通関業者に委託している場合であって当該通関業者が通関業法基本通達5 - 2の(2)の八に規定する法令遵守のための社内管理規則を整備している場合にはその旨」を加える。

第3 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

1. 34 - 1中「第34条」を「第34条本文」に改め、同項の(2)中「当該外国貨物」を「当該外国貨物(輸出の許可を受けた貨物を除く。)」に、「45 - 3」を「45 - 2」に改める。

2. 41の3 - 1を次のように改める。

(貨物管理者の納付義務等)

41の3 - 1 法第41条の3((保税蔵置場についての規定の準用))において準用する法第45条((保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務))の規定の適用については、後記45 - 1から45 - 3までの規定の取扱いに準ずる。この場合において、45 - 2中「保税蔵置場」とあるのは「指定保税地域」と、45 - 3中「蔵置してあつた保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは「管理していた貨物管理者」と、「当該保税蔵置場」とあるのは「当該指定保税地域」と読み替えるものとする。

なお、2人以上の者が共同で貨物の管理を行つている場合において、外国貨物を亡失した場合の届出義務、又は外国貨物(輸出の許可を受けた貨物を除

く。)に係る関税の納付義務は、共同で貨物を管理している者が連帯して負うものとする。この場合において、税関に対する届出書類その他により亡失又は滅却された貨物の保管責任を有する貨物管理者がそのいずれかであることが明らかであるときは、その貨物管理者から外国貨物の亡失に係る届出を行わせ又は関税を納付させるものとする。

- 3 . 45 - 2 を削り、45 - 3 中「第 45 条 (( 許可を受けた者の関税の納付義務 )) に規定する貨物」を「第 45 条第 1 項ただし書 (( 許可を受けた者の関税の納付義務等 )) の規定による外国貨物 ( 輸出の許可を受けた貨物を除く。以下この項において同じ。 ) 」に改め、同項を 45 - 2 とし、同項の次に次の 1 項を加える。

( 外国貨物が亡失した場合の届出 )

- 45 - 3 法第 45 条第 3 項 (( 外国貨物が亡失した場合の届出 )) の規定による届出は、亡失した貨物を蔵置してあつた保税蔵置場の許可を受けた者から当該保税蔵置場を所轄する税関官署に「外国貨物亡失届」( C - 3175 ) を 1 通提出させて行うものとする。

また、当該外国貨物亡失届に警察署長、消防署長その他の公的機関が発行する災害等に関する証明書を添付した場合は、同条第 1 項ただし書に規定する「災害その他やむを得ない事情」により当該貨物が亡失したものとしてその事実を認定するものとする。

なお、輸出の許可を受けた貨物 ( 定率法第 17 条 (( 再輸出免税 ))、第 18 条 (( 再輸出減税 ))、第 19 条 (( 輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又はもどし税 )) 又は第 19 条の 2 (( 課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又はもどし税 )) の規定の適用を受けた貨物を除く。) が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合の認定については、上記の証明書の添付を省略させて差し支えない。

- 4 . 47 - 4 の(1)中「外国貨物が」を「外国貨物(輸出の許可を受けた貨物を除く。)が」に改め、同項の(2)を同項の(3)とし、同項の(1)の次に次のように加える。

(2) 外国貨物が亡失した場合に、直ちに税関長へ届け出る義務

- 5 . 48 - 1 の別表 1 の本表を次のように改める。

非 違 の 態 様	基礎点数
	10 件以下
禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。	
他所蔵置の許可を受けることなく、保税地域以外の場所に外国貨物 ( 特定輸出貨物を除く。 ) を置くこと ( 法第 30 条第 1 項 ) 。	
許可を受けることなく、保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出すこと ( 法第 32 条 ( 法第 36 条第 1 項において準用する場合を含む。 ) ) 。	

<p>保税地域においてできることとされている行為以外の行為を行うこと（法第 37 条第 1 項、法第 40 条第 1 項（法第 49 条において準用する場合を含む。）法第 42 条第 1 項、法第 56 条第 1 項、法第 62 条の 2 第 3 項、法第 62 条の 8 第 1 項）。</p>	
<p>承認を受けることなく、置くことができる期間を超えて外国貨物を保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に置くこと（法第 43 条の 2 及び第 43 条の 3 第 1 項（法第 62 条及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）法第 56 条第 2 項、法第 57 条、法第 62 条の 9、法第 62 条の 10）。</p>	
<p>承認を受けることなく、外国貨物を滅却すること（法第 45 条第 1 項ただし書（法第 41 条の 3、第 62 条、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。</p>	3
<p>許可を受けることなく、外国貨物等についての見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為を行うこと（法第 40 条第 2 項（法第 49 条において準用する場合を含む。））。</p>	
<p>許可を受けることなく、保税工場以外の場所で保税作業を行うこと（法第 61 条第 1 項（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。</p>	
<p>承認を受けることなく、保税展示場に外国貨物を入れること（法第 62 条の 3 第 1 項）。</p>	
<p>保税展示場において、販売貨物用等貨物の蔵置場所の制限に反して外国貨物を蔵置すること（法第 62 条の 4 第 1 項（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。</p>	
<p>許可を受けることなく、保税展示場以外の場所で外国貨物を使用すること（法第 62 条の 5（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。</p>	
<p>承認を受けることなく、外国貨物（特定輸出貨物を除く。）又は内国貨物を運送すること（法第 63 条第 1 項、法第 64 条第 1 項、法第 66 条第 1 項）。</p>	
<p>上記のほか、法の規定により禁止されている行為を行い、又は行うべき行為を怠ること、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。</p>	
<p>税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。</p>	
<p>外国貨物を廃棄することにつき、税関への届出を怠ること（法第 34 条（法第 36 条第 1 項において準用する場合を含む。））。</p>	

<p>指定保税地域、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域において管理する外国貨物等に係る記帳を怠り、又は虚偽の記帳等を行うこと（法第 34 条の 2、法第 61 条の 3（法第 62 条の 7 において準用する場合を含む。））。</p>	2
<p>他所蔵置された貨物に係る内容の点検又は改装、仕分けその他の手入れを行うことにつき、税関への届出を怠ること（法第 36 条第 2 項）。</p>	
<p>保税蔵置場の貨物の収容能力の増減又は改築、移転その他の工事を行うことにつき、税関への届出を怠ること（法第 44 条第 1 項（法第 62 条、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。</p>	
<p>保税蔵置場において外国貨物が亡失した場合に、税関への届出を怠ること（法第 45 条第 3 項（法第 36 条第 1 項、第 41 条の 3、第 62 条、第 62 条の 7、第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。</p>	
<p>保税蔵置場の業務を休止し、又は廃止することにつき、税関長への届出を怠ること（法第 46 条（法第 62 条、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。</p>	
<p>保税工場における保税作業の開始又は終了の際の税関への届出を怠ること（法第 58 条ただし書きに規定する場合を除く。）（法第 58 条）。</p>	
<p>指定保税工場における製造に係る製造報告書の税関への提出を怠ること（法第 61 条の 2 第 2 項（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。</p>	
<p>総合保税地域において販売され、又は消費される貨物等を当該総合保税地域に入れることにつき、税関への届出を怠ること（法第 62 条の 11）。</p>	
<p>保税運送の発送及び到着の際に、当該運送に係る運送目録について税関への提示等を怠ること（法第 63 条第 3 項、第 5 項及び第 6 項）。</p>	
<p>難破貨物等又は内国貨物について、税関長の承認を受けて運送した場合において、当該承認を証する書類の到着地の税関への提出を怠ること（法第 64 条第 3 項、法第 66 条第 2 項）。</p>	
<p>その他、法の規定により、税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。</p>	

6 . 62 の 15 - 1 中「本節」を「この節」に、「45 - 2 及び 46 - 1 中「保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは「総合保税地域の許可を受けた法人又は貨物を管理する者」と、46 - 1 中」を「45 - 3 中「保税蔵置場の許可を受けた者」と

あるのは「総合保税地域の許可を受けた法人又は貨物を管理する者」と、「当該保税蔵置場」とあるのは「当該総合保税地域」と、46 - 1 中「保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは「総合保税地域の許可を受けた法人又は貨物を管理する者」と、「」に改める。

7 . 65 - 1 中「調査し、法第 65 条第 1 項」を「調査し、法第 65 条第 1 項本文」に改め、「なお」の下に「、亡失した貨物が輸出の許可を受けた貨物であるときは、同項本文の規定により関税の徴収を行う必要はなく、また」を加え、「ときは、法第 65 条第 1 項ただし書 (( 亡失等により関税を徴収しない場合 )) の規定に準じて関税の徴収を行う必要はない。」を「ときも、同項ただし書 (( やむを得ない事情により亡失した場合 )) の規定を適用し、関税の徴収を行う必要はないことに留意すること。」に改める。

8 . 65 - 2 中「規定する「災害その他やむを得ない事由」を「規定する「災害その他やむを得ない事情」に、「(「災害その他やむを得ない事由」を「(「災害その他やむを得ない理由」に改める。

9 . 65 - 3 を削り、65 - 4 の見出しを「( 運送貨物の滅却の承認の申請 )」に改め、同項中「運送貨物」の下に「( 輸出の許可を受けた貨物を除く。 )」を加え、「承認申請は」を「承認の申請は」に改め、同項を 65 - 3 とし、同項の次に次の 1 項を加える。

( 運送貨物が亡失した場合の届出 )

65 - 4 法第 65 条第 3 項 (( 運送の承認を受けた貨物の亡失の届出 )) に規定する届出の取扱いは、前記 45 - 3 ( 外国貨物が亡失した場合の届出 ) に準じて取り扱うものとする。この場合において、45 - 3 中「を蔵置してあつた保税蔵置場の許可を受けた」とあるのは「について運送の承認を受けた」と、「当該保税蔵置場を所轄する」とあるのは「当該貨物について運送の承認を受けた」と読み替えるものとする。

10 . 67 の 2 - 1 - 4 の次に次の 24 項を加える。

( 特定輸出申告の方法 )

67 の 3 - 1 特定輸出申告( 法第 67 条の 3 第 2 項 (( 輸出申告の特例 )) に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。 ) は、前記 67 - 1 - 2 ( 輸出申告の手続 ) の規定にかかわらず、特定輸出申告書 ( 「 輸出申告書 」 ( C - 5010 ) の標題を「 特定輸出申告書 」 と訂正したものをいう。以下同じ。 ) に、令第 59 条の 4 (( 特定輸出申告の申告事項等 )) において読み替えて適用する令第 58 条 (( 輸出申告の手続 )) に規定する事項を記載させ、3 通 ( 原本、許可書用、統計用 ) を特定輸出申告をしようとする貨物が蔵置されている場所を管轄する税関官署に提出させることにより行わせるものとする。この場合、法第 67 条の 3 第 2 項の規定により、特定輸出申告は、当該申告に係る貨物が置かれている場所を管轄する税関長に対してしなければならないことから、移動中の貨物については当該申告が行えないことに留意する。

なお、一の特定輸出申告に係る貨物が、当該貨物が置かれる場所（後記 67 の 3 - 9（特定輸出者の承認申請手続）へに規定する貨物の蔵置が予定される場所をいう。）に順次に搬入され、搬入の順に従ってコンテナ等に詰め込まれて順次に搬出される場合には、最初のコンテナ等への詰込みが終了した時から特定輸出申告を行わせることとし、輸出の許可が行われた後に当該コンテナ等を順次に搬出させることとして差し支えないものとする。

また、一の特定輸出申告を行うことができる品目の範囲は、通常の輸出申告（前記 67 - 1 - 1（輸出申告の手続）に規定する輸出申告をいう。）と同様に、特定輸出申告書の上段の各項目に記載すべき事項が原則として共通しており、かつ、一の仕入書に記載されている品目の範囲とするが、コンテナに詰め込まれる貨物にあつては、これらの条件に加え、当該特定輸出申告を行う日にコンテナに詰め込まれることが確実であるものに限るものとする。

（特定輸出申告書の添付書類）

67 の 3 - 2 特定輸出申告書に係る前記 67 - 1 - 5（輸出申告書の添付書類）の規定の適用については、同項中「法第 68 条（（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類））の規定による仕入書又はこれに代わる書類のほか、次に掲げる書類を添付させる」とあるのは「次に掲げる書類を添付させる（ただし、特定輸出申告の場合にあつては、輸出の許可の判断のために必要があると認める場合には仕入書又はこれに代わる書類を提出させる。）」と読み替えるものとする。

（特定輸出申告に係る貨物の検査）

67 の 3 - 3 特定輸出申告に係る貨物について検査を行う必要があると認められる場合の検査については、前記 67 - 1 - 7（輸出貨物の検査）（の口及び八を除く。）及び 67 - 1 - 8（検査貨物の指定等）の規定により取り扱うものとする。なお、特定輸出申告に係る貨物について行う法第 67 条（（輸出又は輸入の許可））の検査は、法第 69 条（（貨物の検査場所））の規定の適用を受けることとなるので留意する。

（輸出許可書の交付）

67 の 3 - 4 特定輸出申告書の審査及び必要な検査（法第 70 条第 1 項（（証明又は確認））の証明に係る審査及び検査又は同条第 2 項の規定による確認を含む。）が終了し、当該特定輸出申告が適法に行われていることが確認された場合には、前記 67 - 1 - 17（輸出許可書の交付）の規定にかかわらず、特定輸出申告書の 1 通（許可書用）に許可印（C - 5002）を押なつし、これを輸出許可書として特定輸出者（法第 67 条の 3 第 1 項（（輸出申告の特例））に規定する特定輸出者をいう。以下同じ。）に交付する。

（輸出取止めの取扱い）

67 の 3 - 5 特定輸出貨物（法第 30 条第 1 項第 5 号（（外国貨物を置く場所の制

限))に規定する特定輸出貨物をいう。以下同じ。)について、輸出の取止めその他の事由によりこれを国内に引き取ることとなつた場合には、前記 67 - 1 - 14(輸出取止めの取扱い)の(2)の規定にかかわらず、後記 67 の 11 - 1(特定輸出貨物に係る輸出の許可の取消しの申請手続)の規定により特定輸出貨物に係る輸出の許可を取り消すべき旨の申請を行わせるものとする。

(コンテナ詰め貨物の取扱い)

67 の 3 - 6 貨物をコンテナに詰めたまま当該貨物について特定輸出申告をしようとする場合には、前記 67 - 1 - 20(輸出貨物のコンテナ扱い)の規定は適用しないので留意する。

(特定輸出申告の対象とならない貨物)

67 の 3 - 7 特定輸出申告は、令第 59 条の 5 ((輸出申告の特例を適用しない貨物の指定))に規定する貨物については行うことができない。また、法第 67 条の 3 第 4 項((輸出申告の特例))及び令第 59 条の 6 ((輸出申告の特例が適用される貨物に適用しない規定の指定))に規定する規定の適用を受けて輸出しようとする貨物についても、特定輸出申告を行うことができないので留意する。なお、次の貨物については、当分の間、これらを特定輸出申告の対象とはしないこととするので留意する。

海上貨物のうち、

他の荷主の貨物とともに一のコンテナに詰め込んで輸出する貨物

コンテナに詰め込んで輸出する貨物以外の貨物(輸出許可後船積みまでの間に他の貨物と混同し、又はその貨物の荷姿が変更されるおそれがない貨物であつて、特定輸出貨物の管理を行う上で支障がないと認められるもの(例えば、自動車、大量のばら貨物、巨大重量物等。))を除く。

航空貨物のうち、他の荷主の貨物とともに一のULD(国際輸送に使用されるコンテナ、イグルー、パレット及びこれらに類する航空貨物用輸送器具をいう。以下この項において同じ。)を利用して輸出する貨物。ただし、当該特定輸出貨物が次のいずれにも該当する場合であつて、当該特定輸出貨物の管理を行う上で支障がないと認められる場合には、他の荷主の貨物とともに一のULDを利用して輸出する場合であつても、特定輸出申告の対象として差し支えないものとする。

特定輸出申告を行う際に、当該特定輸出申告に係る特定輸出貨物のみを集積し、これを他の貨物と混同することなく容易に特定できる程度の容積又は重量を有する一の集合体として堅固に梱包し、又は包装された状態にあるもの(例えば、当該集合体にフィルムを掛け、ネット等で覆い、かつ、当該ネット等の上から緊縛したもの。)

上記の状態のままで外国貿易機に積み込まれることが予定されているものであつて、その状態が変更されるおそれがないことが確実であるもの



(一般輸出通関に関する規定の適用)

67 の 3 - 8 輸出申告、輸出申告書又は輸出申告に係る貨物若しくは輸出許可済貨物の取扱いに関する前記 67 - 1 - 1 (輸出申告の効力の発生時期並びに輸出申告書の受理及び審査)の規定、67 - 1 - 3 (計量単位の換算基準)及び 67 - 1 - 4 (輸出申告書に記載すべき価格)の規定、67 - 1 - 6 (内容点検確認書の活用)の規定、67 - 1 - 9 から 67 - 1 - 13 まで(輸出申告の不受理・輸出申告の撤回の取扱い・船名変更の取扱い・積込港変更の取扱い・数量変更の取扱い)の規定、67 - 1 - 15 (許可未済の貨物を船積みした場合の取扱い)及び 67 - 1 - 16 (輸出貨物に係る開装検査票の交付)の規定並びに 67 - 1 - 18 (輸出許可後の事故貨物の取替え等)の規定は、特定輸出申告、特定輸出申告書又は特定輸出申告に係る貨物若しくは特定輸出貨物についてそれぞれ適用されるので留意する。

(特定輸出者の承認申請手続)

67 の 3 - 9 法第 67 条の 3 第 1 項((輸出申告の特例))の規定に基づく承認(以下「特定輸出者の承認」という。)の申請(以下この項から後記 67 の 10 - 2 (特定輸出貨物に係る輸出許可の取消し)までにおいて「承認申請」という。)は、「特定輸出者承認申請書」(C - 9400)(以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて「承認申請書」という。)2 通(原本、申請者用)を、原則として主たる輸出業務を行つている事業所の所在地を管轄する税関の特定輸出者の承認に係る事務等を担当する部門(以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて単に「担当部門」という。)に提出することにより行わせる。ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関(以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて単に「担当税関」という。)の最寄りの官署(以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて「署所」という。)の窓口担当部門(各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同じ。)へ提出させることを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。

なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次によるものとするが、この場合において、規則第 9 条第 1 項に規定する法令遵守規則の記載事項については、特定輸出者の承認を受けようとする企業等の組織の規模等に応じ、「部門」を「担当」と読み替えて適用して差し支えないものとする。

承認申請書には、令第 59 条の 7 第 2 項((特定輸出者の承認の申請の手続等))に規定する法第 67 条の 4 第 3 号((承認の要件))の規則(以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて「法令遵守規則」という。)2 通(原本、申請者用)及び令第 59 条の 7 第 3 項に規定する登記事項証明書 1 通を添付させるものとする。ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵

守規則 2 通及び住民票その他の本人確認が可能な書類 1 通を添付させるものとする。

令第 59 条の 7 第 1 項第 4 号の「その他参考となるべき事項」とは、次のような事項をいう。ただし、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略させ、又はその記載内容を簡略化させることとして差し支えない。

イ 会社概況

ロ 社内の組織

ハ 役員履歴

ニ 特定輸出申告を行う予定の官署名（当該官署が複数予定されている場合には、全ての官署名）

ホ 貨物の輸出統計品目番号又は定率法別表の項若しくは号の番号及び法第 70 条第 1 項又は 2 項に該当する他の法令の有無

ヘ 貨物の蔵置が予定される場所及び外国貿易船又は外国貿易機への積込みが予定される開港又は税関空港の名称

ト 貨物が最終的に仕向けられる場所として予定されている国又は地域

チ 輸出業務に携わる担当者（後記 67 の 4 - 1（承認の審査）に規定する担当者をいう。）の氏名及び職名

リ 税関手続（輸出貨物に係る税関手続に限る。）を通関業者に委託している場合にあつては、その通関業者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名

ヌ 上記りに規定する税関手続の委託先である通関業者が通関業法基本通達（昭和 47 年蔵関第 105 号）5 - 2 の(2)の八に規定する法令遵守のための社内管理規則を整備している場合にはその旨

ル 輸出貨物の管理（法第 67 条の 4 第 2 号（（承認の要件））の貨物の管理をいう。）を申請者以外の者に委託している場合にあつては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名

ヲ 法第 94 条第 2 項（（帳簿の備付け等））において準用する同条第 1 項の規定その他の国税に関する法律の規定により現に輸出貨物に関する帳簿を備え付け、輸出貨物に係る書類とともに保存している申請者にあつては、その帳簿及び保存している書類の名称その他当該帳簿書類の保存に関する状況（当該帳簿書類の保存について、電子帳簿保存法の規定に基づく保存等の承認（同条第 3 項において準用する電子帳簿保存法の規定に基づく承認を含む。）を受けている場合には、その旨を含む。）

（承認申請の撤回手続）

67 の 3 - 10 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に

申請の撤回の申出があつた場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び輸出入者符号並びに撤回の理由を記載した任意の様式による「特定輸出者承認申請撤回申請書」1通を承認申請書の提出先税関に提出することにより行わせる。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出させることを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。

(承認等の通知)

- 67 の 3 - 11 令第 59 条の 7 第 4 項((特定輸出者の承認の申請の手続等))の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、特定輸出者承認通知書(C - 9410)又は特定輸出者不承認通知書(C - 9420)(以下この項において「承認通知書等」という。)を交付することにより行う。なお、承認通知書等の交付は、承認申請書を受理した日(署所の窓口担当部門に提出された場合にあつては、当該窓口担当部門において受理した日)から2月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により2月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。

(承認内容の変更手続)

- 67 の 3 - 12 令第 59 条の 7 第 5 項の規定に基づく特定輸出者の承認内容の変更の届出は、「特定輸出者承認内容変更届」(C - 9430)2通(原本、届出者用)を承認を受けた税関に提出することにより行わせる。また、法第 67 条の 4 第 1 号((承認の要件))及び第 67 条の 8 第 1 項第 2 号から第 4 号まで((承認の失効))のいずれかに該当した場合には、その旨を承認内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしようようする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出させることを妨げない。この場合において、当該届出書を受理した署所の窓口担当部門は、その届出書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。

(承認の審査)

- 67 の 4 - 1 法第 67 条の 4 第 1 号、第 2 号及び第 3 号((承認の要件))に規定する事項に関する取扱いは、それぞれ次によるものとする。

法第 67 条の 4 第 1 号に関する取扱い

承認申請があつた場合には、申請者(申請者が法人である場合には、その役員、代理人、使用人その他の従業者を含む。)が過去の一定期間に法令違反がないこと及び特定輸出者の承認を取り消された者でないことについて、厳格に審査する。この場合において、法第 67 条の 4 第 1 号二に規定する「使用人その他の従業者」は、支配人、支配人に準ずる地位にある者及びこれらの者を直接補佐する職にある者並びに輸出業務(輸出に関連する経理、営業その他の業務を含む。)に直接携わる担当者とし、輸出業務以外の業務に従事している者であつて、かつ、申請者の輸出業務に影響力を有していないことが明らかであると認められる者は除くものとする。

#### 法第 67 条の 4 第 2 号に関する取扱い

申請者が特定輸出申告に係る貨物の輸出に関する業務（当該貨物を輸出のために外国貿易船等に積み込むまでの間の当該貨物の管理に関する業務を含む。以下この項において「特定輸出関連業務」という。）を適正に遂行することができる能力を有しているか否かの判断は、次の要件を満たしているか否かを審査した上で総合的に行うものとする。

イ 申請者が貨物の輸出に係る税関手続に関し、十分な知識及び経験を有していること。

ロ 申請者が貨物の管理に係る業務に関し、次の要件を満たしていること。

保管施設における貨物の在庫及び入出庫について、その適切な管理を行うための体制を有していること及び当該体制が有効に機能していると認められること。

移動中の貨物について、その現在地、貨物の状況等を適時に把握するための体制を有していること及び当該体制が有効に機能していると認められること。

保管施設に置かれている貨物及び移動中の貨物について、当該貨物の亡失、盗難等を防止し、貨物の保全を図るための体制（警備員の配置、定時における巡回の実施等貨物の保全を図るための体制をいう。）の保持又は必要な措置（障壁、フェンス等の設置、照明器具の設置による適度な照度の確保、施錠その他外部からの侵入を防止するための必要な措置をいう。）が講じてあること。

ハ 貨物の輸出に係る税関手続又は貨物の管理に係る業務を担当する部門について、当該部門における業務の種類及び量に照らし、これらの手続又は業務について十分な知識及び経験を有する従業者が適切に配置されていること。

#### 法第 67 条の 4 第 3 号に関する取扱い

法令遵守規則（法第 67 条の 4 第 3 号に規定する規則をいう。以下この項において同じ。）には、規則第 9 条（（法令遵守規則の記載事項））に規定する事項を記載するほか、次の事項を参考として、申請者の実情に応じて法その他の法令の規定を遵守するために必要な事項を記載させるものとする。

なお、申請者が、法令遵守のための社内規則を既に定めている場合には、当該社内規則にこれらの事項のうち当該社内規則に記入されていないものを追記したものを法令遵守規則として取り扱っても差し支えないので留意する。

#### イ 総則

##### 目的

法令遵守規則は、特定輸出関連業務を適正に遂行するため、必要な措置を定めるために制定するものであることを定める。

## 適用範囲

法令遵守規則が適用される業務等の範囲を定める。

## □ 組織

### 社内体制の構築

特定輸出関連業務に関する責任体制を明らかにするため、規則第9条第1号に規定する部門の名称並びにその具体的な業務の内容及び業務の手順、部門の責任者及びその責任の範囲を定める。

### 従業員の適正配置

上記に規定する部門ごとの特定輸出関連業務の種類及び量、従業員の知識及び経験に照らし、部門ごとに従業員が適正に配置されることを定める。

## 八 税関手続

### 特定輸出申告の対象貨物の管理

特定輸出申告の対象となる貨物のリスト（以下「対象貨物リスト」という。）を作成し、当該対象貨物リストに貨物の品名、記号、番号、輸出統計品目番号又は定率法別表の項若しくは号の番号、仕向人の氏名又は名称及び住所又は居所、該当する他法令の名称及び条項その他参考となるべき事項を記載すべきことを定める。

### 対象貨物のリストの審査

上記の対象貨物リストについて、輸出統計品目番号又は定率法別表の項若しくは号の番号、該当する他法令の条項等に誤りがないか、特定輸出関連業務を総括する部門又は他の適当な部門において審査すべきことを定める。

### 対象貨物カードの作成及び審査等

上記の対象貨物リストに記載のない貨物について特定輸出申告をしようとする場合には、特定輸出申告の対象となる貨物のカード（以下「対象貨物カード」という。）を作成し、当該対象貨物カードに貨物の品名、記号、番号、輸出統計品目番号又は定率法別表の項若しくは号の番号、仕向人の氏名又は名称及び住所又は居所、該当する他法令の名称及び条項その他参考となるべき事項を記載すべきこと及び当該対象貨物カードに輸出統計品目番号の決定等に必要な契約書、商品説明書等の書類、サンプル、他法令に該当するか否かの確認結果等を添付するものとし、特定輸出関連業務を総括する部門又は他の適当な部門において審査すべきことを定める。また、対象貨物カードに記載されている貨物の品名、記号、番号、輸出統計品目番号又は定率法別表の項若しくは号の番号、仕向人の氏名又は名称及び住所又は居所、該当する他法令の名称及び条項その他参考となるべき事項を対象貨物リストに追記すべきことを定める。

#### 税関手続の方法及び手順

特定輸出申告その他貨物の状態に応じて履行する必要がある税関手続について、その方法、手順及び留意すべき事項を定める。

#### 税関検査への対応

特定輸出申告を行つた貨物について、税関が検査を実施することとなつた場合の対応の方法及び手順を定める。

## 二 貨物管理

#### 貨物と書類の対査確認

特定輸出申告書、仕入書、契約書、その他税関への提出書類に記載された貨物と現に輸出しようとする貨物が同一であることの確認を行うべき旨を定める。

#### 保管施設における在庫管理

特定輸出申告がされた貨物について、その出庫までの間の当該保管施設における貨物の管理の方法及び手順並びに貨物の保全のための具体的方法及び手順を定める。

#### 保管施設からの出庫管理

特定輸出申告を行い輸出の許可を受けた貨物(以下「特定輸出貨物」という。)を保管施設から出庫する場合の貨物の確認の方法及び手順を定める。

#### 移動中の貨物の管理

保管施設から出庫した特定輸出貨物について、運送経路の確定、運送の方法、貨物の現在地及び現状についての確認の方法等について定める。

#### 外国貿易船等への積込みの管理

特定輸出貨物の港湾施設又は空港施設への到着から外国貿易船又は外国貿易機への積込みまでの間の貨物の管理の方法及び手順並びに外国貿易船又は外国貿易機への積込みの確認の方法及び手順を定める。

## ホ 法令遵守状況の監査

法令の遵守状況を監査する部門における定期的かつ継続的な監査制度を確立し、監査の方法及び手順並びに法令遵守規則に違反する行為があつた場合の指導、勧告等に関する対応措置を定める。

## ヘ 関連会社の指導等

#### 関連会社の責務

関連会社(特定輸出関連業務を行う子会社、関連会社、通関業者その他の関係者をいう。)は、特定輸出者と連携して特定輸出関連業務を適正に遂行する責務を有すること及びその責任の範囲を定める。

#### 関連会社の指導及び管理

税関手続を委託している通関業者、貨物の保管、取扱い等を委託している関連会社等について、適正な業務の遂行を確保するための指導及び管理の体制、方法及び手順について定める。

ト 税関との連絡体制

税関との窓口となる担当部門の設置、特定輸出貨物についての事故、法令違反等があつた場合の税関への連絡方法、手順等について定める。

チ 報告及び危機管理

特定輸出貨物についての事故、法令違反等があつた場合の社内の報告及び連絡体制を整備する。

リ 帳簿書類の管理

帳簿の記載

法第 67 条の 6 第 1 項((帳簿の備付け等))の規定により備え付けるべき帳簿に関し、その記載事項、記載すべき者を定める。

帳簿書類の保存

法第 67 条の 6 第 1 項の規定により保存すべき書類の名称、同項に規定する帳簿書類の保管場所及びその保管に責任を有する者を定める。

ヌ 研修及び教育

管理者及び従業者に対して法令遵守規則及び税関手続に関する理解を深めさせ、専門的知識を習得させるための研修及び教育の実施に関する体制の確立、研修及び教育の実施の方法等について定める。

ル その他の留意事項

懲戒規定

従業者について、法令遵守規則に違反する行為又は法令に違反する行為があつた場合の懲戒規定について定める。

その他必要な事項

その他特定輸出者の社内事情等に応じ、必要な事項を定める。

(改善措置の求め)

67 の 5 - 1 法第 67 条の 5 ((規則等に関する改善措置))の規定による改善措置の求めは、例えば次の場合において行うものとする。

特定輸出申告書の記載事項と当該申告に係る貨物の内容が異なつていた場合

特定輸出貨物の管理に関し、在庫管理、入出庫管理及び移動中の貨物の管理が法令遵守規則に則して行われていながつた場合

その他税関手続の履行又は貨物の管理に関して不適切と認められる行為があつた場合

(特定輸出者からの事情の聴取等)

67 の 5 - 2 前記 67 の 5 - 1 (改善措置の求め)の規定により改善措置を求める場合には、その原因となつた行為が生じた理由等について特定輸出者から

十分に事情及び具体的な改善措置等を聴取したうえで、再発を防止するに十分な措置を求めるよう努めるものとする。

(帳簿の備付け等に関する用語の意義)

67 の 6 - 1 法第 67 条の 6 第 1 項((帳簿の備付け等))に規定する帳簿書類の備付け等に関する用語の意義は、次による。

法第 67 条の 6 第 1 項の規定により特定輸出者が備え付けることとされている帳簿については、令第 59 条の 8 ((帳簿の記載事項等))に規定する事項を記載したものであれば、特定輸出者が有する既存の帳簿に所要の事項を追記したもの、仕入書に輸出許可年月日及び輸出許可番号を追記したものなどであつても差し支えないので留意する。

令第 59 条の 8 第 4 項に規定する「第 1 項の帳簿及び第 2 項の書類を整理し」とは、帳簿に記載されている事項と保存すべき書類の関係が明らかとなるように整理することをいい、同項に規定する「その他これらに準ずるものの所在地」とは、代理人の事業所や寄託契約等により保管を委託している営業倉庫等の所在地をいう。

(特例申告に関する規定の準用)

67 の 6 - 2 特定輸出者が法第 67 条の 6 第 2 項の規定において準用する電子帳簿保存法の規定に基づき、同条第 1 項の規定に基づく帳簿書類の保存を行う場合の取扱いについては、前記 7 の 9 - 2 から 7 の 9 - 8 まで(承認申請手続等・取りやめの届出手続等・変更の届出手続等・電磁的記録による保存を電子計算機出力マイクロフィルムによる保存に変更しようとする場合の手続・承認の取消し等・COMによる保存等の取扱い・新たに特例輸入者となつた者についての取扱い)の規定に準じて取り扱うものとする。

(輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出手続)

67 の 7 - 1 令第 59 条の 9 ((輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出の手続))の規定において準用する令第 4 条の 13 ((申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出の手続))の規定による届出(以下この項において単に「届出」という。)の手続については、次による。

届出を行うとする場合には、「特定輸出申告取りやめ届」(C - 9440) 2 通(原本、届出者用)を特定輸出者の承認を受けた税関に提出することにより行わせる。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出させることを妨げない。この場合において、当該届出書を受理した署所の窓口担当部門は、その届出書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。

「特定輸出申告取りやめ届」には、届出者の住所及び氏名又は名称、輸出入者符号、承認を受けた年月日及び取りやめの理由を記載させるものとする。

(失効後の義務)



67 の 8 - 1 特定輸出者の承認が失効した場合においても、法第 67 条の 8 第 2 項((承認の失効))の規定により特定輸出貨物に係る帳簿書類の保存等の義務を免れることはできないので留意する。

(特定輸出者の承認の取消し)

67 の 9 - 1 法第 67 条の 9 ((承認の取消し))の規定に基づき特定輸出者の承認を取り消す場合の取扱いについては、次による。

法第 67 条の 9 第 1 号に規定する「不実の記載」には、単なる記載誤りや転記誤りによる記載は含まれないものとして取り扱って差し支えない。

特定輸出者が法第 67 条の 4 第 2 号((承認の要件))に適合しないこととなつたため法第 67 条の 9 第 2 号イの規定により特定輸出者の承認を取り消すことができる場合とは、特定輸出者が、例えば次の場合に該当することとなつた場合とする。

外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)第 53 条((制裁))の規定に基づき経済産業大臣から輸出を禁止された場合

関税法若しくは関税に関する法律の規定又は関税法第 70 条第 1 項若しくは第 2 項((証明又は確認))に規定する他の法令の規定に違反した場合(法第 67 条の 4 第 1 号イ又はロに該当することとなつた場合を除く。)

令第 59 条の 10((承認の取消しの手続))の規定において準用する令第 4 条の 14((承認の取消しの手続))の規定に基づく通知は、「特定輸出者承認取消書」(C - 9450)を交付することにより行うものとする。

(承継の承認申請手続等)

67 の 10 - 1 法第 67 条の 10((許可の承継についての規定の準用))において準用する法第 48 条の 2 第 2 項又は第 4 項((許可の承継))の規定に基づく特定輸出者の承認を承継する場合の承認の申請については、前記 7 の 13 - 1 (承継の承認申請手続等)に準じて取り扱うこととして差し支えない。この場合において、同項の に規定する「特例輸入者承認の承継の承認申請書」(C - 9060)については「特定輸出者の承認の承継の承認申請書」(C - 9460)を、同項の に規定する「特例輸入者承認の承継の承認書」(C - 9070)及び「特例輸入者承認の承継の不承認書」(C - 9080)については「特定輸出者承認の承継の承認書」(C - 9470)及び「特定輸出者承認の承継の不承認書」(C - 9480)をそれぞれ使用させるものとする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出させることを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。

(特定輸出貨物に係る輸出の許可の取消しの申請手続)

67 の 11 - 1 法第 67 条の 11 第 1 項((輸出の許可の取消し))の規定に基づく特定輸出貨物に係る輸出の許可の取消しの申請は、「特定輸出貨物の輸出許可取消申請書」(C - 9490)2 通を特定輸出貨物に係る輸出の許可をした税関長

に提出することにより行わせる。

( 特定輸出貨物に係る輸出の許可の取消し )

67 の 11 - 2 法第 67 条の 11 第 2 項 (( 輸出の許可の取消し )) の規定に基づく輸出の許可の取消しは、前記 67 の 11 - 1 ( 特定輸出貨物に係る輸出許可取消しの申請手続 ) の規定による申請が行われた場合に行うほか、例えば、次のような場合に行うこととする。この場合における特定輸出者への通知は、「特定輸出貨物の輸出許可取消書」( C - 9500 ) を使用して行うものとする。

特定輸出申告書に記載された品名と特定輸出貨物が相違することが判明した場合

特定輸出申告ができない貨物について当該申告を行い、輸出の許可を受けていたことが判明した場合

事故その他の事情により、特定輸出貨物が特定輸出申告書に記載された品名と異なることとなつた場合

特定輸出申告書に記載された外国貿易船又は外国貿易機への積込予定日を経過しても積込みがされない場合であつて、その後においても当該積込みが予定されていない場合

( 特定輸出貨物に係る取扱いの準用 )

67 の 12 - 1 法第 67 条の 12 (( 特定輸出貨物の亡失等の届出 )) の規定により特定輸出貨物について準用される法第 34 条本文 (( 外国貨物の廃棄 )) 及び法第 45 条第 3 項 ( 外国貨物が亡失した場合の届出 ) の規定の適用については、前記 34 - 1 ( 外国貨物の廃棄の意義及び取扱い ) ( 同項の (2) のただし書及び (4) を除く。 ) 及び 45 - 3 ( 外国貨物が亡失した場合の届出 ) の規定に準じて取り扱うものとする。この場合において、34 - 1 の (2) の本文中「外国貨物を廃棄」とあるのは「特定輸出貨物を廃棄」と、「提出」とあるのは「輸出の許可をした税関官署に提出」と、45 - 3 中「亡失した貨物を蔵置してあつた保税蔵置場の許可を受けた者から当該保税蔵置場を所轄する」とあるのは「亡失した特定輸出貨物について輸出の許可を受けていた者から当該輸出の許可した」と読み替えるものとする。

第 4 通関業法基本通達 ( 昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号 ) の一部を次のように改正する。

1 . 2 - 2 中「(四)」を「(五)」に改める。

2 . 9 - 1 中「ただし書きの」を「ただし書」に改め、「(4)」を「(5)」とし、「(3)」を「(4)」とし、「(2)」を「(3)」として同項の(1)の次に次のように加える。

(2) 関税法第 67 条の 3 第 2 項 (( 輸出申告の特例 )) に規定する特定輸出申告と当該申告に係る貨物を外国貿易船等へ積み込む場合における税関職員への書類の呈示

3 . 18 - 2 中「ト」を「チ」とし、「へ」を「ト」とし、「ホ」を「へ」とし、「ニ」

を「ホ」として八の次に次のように加える。

二 関税法第 67 条の 3 第 1 項((輸出申告の特例))の承認の申請

第 5 税関様式関係通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号)の一部を次のように改正する。

( 税関様式の一部改正 )

- 1 . 税関様式 C 第 3170 号を別紙 1 のように改める。
- 2 . 税関様式 C 第 3171 号の次に別紙 2 のように加える。
- 3 . 税関様式 C 第 9300 号を別紙 3 のように改める。
- 4 . 税関様式 C 第 9310 号を別紙 4 のように改める。
- 5 . 税関様式 C 第 9315 号を別紙 5 のように改める。
- 6 . 税関様式 C 第 9320 号を別紙 6 のように改める。
- 7 . 税関様式 C 第 9330 号を別紙 7 のように改める。
- 8 . 税関様式 C 第 9340 号を別紙 8 のように改める。
- 9 . 税関様式 C 第 9350 号を別紙 9 のように改める。
- 10 . 税関様式 C 第 9360 号を別紙 10 のように改める。
- 11 . 税関様式 C 第 9370 号を別紙 11 のように改める。
- 12 . 税関様式 C 第 9370 号の次に別紙 12、別紙 13、別紙 14、別紙 15、別紙 16、別紙 17、別紙 18、別紙 19、別紙 20、別紙 21 及び別紙 22 のように加える。

( 記載要領及び留意事項の一部改正 )

- 1 . 外国貨物廃棄届 ( C - 3080 ) 中「「廃棄の方法」欄には、焼却、破壊、切断等廃棄の具体的方法を記載する。」を「「記号及び番号」欄には、廃棄する貨物の記号及び番号を記載するほか、当該貨物が特定輸出貨物 ( 関税法第 30 条第 1 項第 5 号に規定する「特定輸出貨物」をいう。 ) である場合には、当該貨物の輸出の許可書の番号を併せて記載する。」に改める。
- 2 . 滅却 ( 廃棄 ) 承認申請書 ( C - 3170 ) 中「「滅却 ( 廃棄 ) の方法・場所」欄には、焼却、散布、海中投棄など滅却 ( 廃棄 ) の具体的方法及び滅却 ( 廃棄 ) を行おうとする場所を記載する。」を「「輸入許可税関」、「輸入許可等の年月日」及び「輸入許可書等番号」欄について、適用法令の欄のイに該当する場合は記載する必要はなく、ロに該当する場合は「輸入許可書等番号」欄に保税運送の承認書の番号を記載する。」に改める。
- 3 . 関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書 ( 帳簿 ) ( C - 9300 ) の ( 2 ) を次のように改め、 ( 3 ) 中「第 83 条第 3 項」を「第 83 条第 5 項」に改める。

( 2 ) 本文

特例輸入者が申請する場合は「関税法第 7 条の 9 第 2 項」の文字を、特定輸出者が申請する場合は「第 6 7 条の 6 第 2 項」の文字を、それ以外の輸出入者が申請する場合は「第 9 4 条第 3 項」の文字をそれぞれ で囲み、また、

関税関係帳簿を電磁的記録による保存をしようとする場合は「第4条第1項」の文字を、COMによる保存をしようとする場合は「第5条第1項」の文字をそれぞれで囲む。

4. 関税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請書(書類)(C-9310)の(2)を次のように改める。

(2) 本文

特例輸入者が申請する場合は「関税法第7条の9第2項」の文字を、特定輸出者が申請する場合は「第67条の6第2項」の文字を、それ以外の輸出入者が申請する場合は「第94条第3項」の文字をそれぞれで囲み、また、関税関係帳簿を電磁的記録による保存をしようとする場合は「第4条第2項」の文字を、COMによる保存をしようとする場合は「第5条第2項」の文字をそれぞれで囲む。

5. 関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書(スキャナ)(C-9315)の(2)を次のように改める。

(2) 本文

特例輸入者が申請する場合は「関税法第7条の9第2項」の文字を、特定輸出者が申請する場合は「第67条の6第2項」の文字を、それ以外の輸出入者が申請する場合は「第94条第3項」の文字をそれぞれで囲む。

6. 関税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書(中途)(C-9320)の(2)を次のように改める。

(2) 本文

特例輸入者が申請する場合は「関税法第7条の9第2項」の文字を、特定輸出者が申請する場合は「第67条の6第2項」の文字を、それ以外の輸出入者が申請する場合は「第94条第3項」の文字をそれぞれで囲む。

7. 関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書(C-9330)の(2)を次のように改める。

(2) 本文

特例輸入者が申請する場合は「関税法第7条の9第2項」の文字を、特定輸出者が申請する場合は「第67条の6第2項」の文字を、それ以外の輸出入者が申請する場合は「第94条第3項」の文字をそれぞれで囲む。

8. 関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書(C-9340)の(2)を次のように改める。

(2) 本文

特例輸入者が申請する場合は「関税法第7条の9第2項」の文字を、特定輸出者が申請する場合は「第67条の6第2項」の文字を、それ以外の輸出入者が申請する場合は「第94条第3項」の文字をそれぞれで囲む。

税関様式 C 第 3170 号

申請番号

## 滅却（廃棄）承認申請書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名又は名称

下記の物品を滅却（廃棄）したいので申請します。

適用法令	イ．関税法第 4 5 条第 1 項(第 3 6 条第 1 項、第 4 1 条の 3、第 6 2 条、第 6 2 条の 7、第 6 2 条の 1 5 ) ロ．関税法第 6 5 条第 1 項 ハ．関税定率法第 1 7 条第 5 項 ニ．関税定率法第 2 0 条第 2 項 ホ．関税定率法施行令第 6 1 条により準用される同法施行令第 1 1 条第 2 項		
記 号・番 号	品 名	個 数	数 量
輸 入 許 可 税 関		輸 入 許 可 等 の 年 月 日	
		輸 入 許 可 書 等 番 号	
蔵 置 場 所			
滅却（廃棄）の日時			
滅却（廃棄）の方法・場所			
積載船舶（航空機）の名称及び入港年月日			
滅却（廃棄）の理由			

- (注) 1. この申請書は 2 通提出して下さい。  
 2. この申請書は、輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書を添付して下さい。  
 3. 廃棄承認申請書として使用する場合には、廃棄することがやむを得ないものであることを証する書類を添付して下さい。  
 4. 印の欄は該当する適用法令の記号を で囲んで下さい。

(規格 A 4)

税関様式 C 第 3175 号

届出番号

## 外国貨物亡失届

平成 年 月 日

税関長 殿  
届出者  
住 所  
氏名（名称及び代表権者の氏名）  
（署名）

外国貨物を亡失したため、下記のとおり届け出ます。

## 記

適用 法令	1. 関税法第 45 条第 3 項（法第 36 条第 1 項、第 41 条の 3、第 62 条、第 62 条の 7、 第 62 条の 15） 2. 関税法第 65 条第 3 項 3. 関税法第 67 条の 12 （上記 1 から 3 で該当する番号を で囲んで下さい。）	
保稅地域の名称・所在地 （上記 1 に該当する場合のみ 記載）	保稅地域名： 住所：	
亡失した貨物 の明細	品 名	
	記号・番号	
	数 量	
	価 格	
	参考事項	
亡失した貨物が置かれて いた場所（亡失した場所）		
亡失した年月日		
亡失の事由		

- （注）1. 法人においては、届出者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者（法人の代表権者から当該業務を行うことにつき委任を受けている支店、営業所等の長を含む。）の氏名を記載してください。
2. この届出書は 1 通提出して下さい。
3. 参考事項欄には、適用法令が 1 に該当する場合は、輸出貨物又は輸入貨物の別、2 に該当する場合は、保稅運送の承認書の番号、3 に該当する場合は輸出の許可書の番号を記入して下さい。）

（規格 A 4）

税関様式 C 第 9 3 0 0 号

## 関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書

帳簿

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪  
 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税 関 長 殿

( 所轄外税関長 )

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

輸出入者符号

代表者氏名 ( 法人の場合 )

印

関税法第7条の9第2項・第67条の6第2項・第94条第3項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条第1項・第5条第1項の承認を受けたいので、申請します。

1 承認を受けようとする関税関係帳簿の種類名称、備付けを開始する日及び保存場所			
帳簿の種類名称	備付け開始日	保存方法	保存場所
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	

( 1 / 4 )

2 所轄外税関長を経由して提出する理由（法第94条第3項において準用する場合）					
3 特例輸入者となった・法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者が、関税法基本通達7の9-8又は94-2において準用する7の9-8の規定を適用しようとする場合）					
年 月 日					
4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた関税関係帳簿の種類名称及びその年月日（この申請に係る関税関係帳簿について電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）					
区 分	対象となった帳簿の種類名称	届出書の提出 通知書の受理	年月日	対象となった保存方法	
取りやめ届出 取消し通知		年 月 日		電磁的記録・COM	
取りやめ届出 取消し通知		年 月 日		電磁的記録・COM	
取りやめ届出 取消し通知		年 月 日		電磁的記録・COM	
5 承認を受けようとする関税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要					
区 分	メーカー名	機 種 名	台 数	運用形態	設 置 場 所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
6 承認を受けようとする関税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要					
区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					



7 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置

《注意事項》

- 1 法第4条第1項（電磁的記録による備付け及び保存）の承認を受けようとする場合は、(1)から(5)に掲げる事項について記載する必要がある。
- 2 法第5条第1項（電磁的記録による備付け及びCOMによる保存）の承認を受けようとする場合は、(1)から(10)に掲げる事項について記載する必要がある。

電磁的記録による保存等・COMによる保存に共通の措置

(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置（第3条第1項第1号イ関係）  
 データを直接に訂正し又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。  
 データを直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳（当初データの特定に必要な情報を付加）を入力することにより行う。  
 上記以外の方法による。

[ ]

\* 該当する場合のみ記載すること。  
 ただし、入力日から [ ] 日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない（内部規定等でこの旨を定める）。

(2) 追加入力した事実の確認に関する措置（第3条第1項第1号ロ関係）  
 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。  
 入力データに個々のデータを特定することができる情報 [ 一連番号、伝票番号、その他 ( ) ] を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。  
 上記以外の方法による。

[ ]

(3) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（第3条第1項第3号関係）  
 次の名称の書類を備え付ける。  
 システムの概要を記載した書類  
 [ ]  
 システムの開発に際して作成した書類  
 [ ]  
 システムの操作説明書  
 [ ]  
 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は委託処理契約書）及び電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類  
 [ ]

(4) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（第3条第1項第4号関係）  
 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。  
 上記以外の方法による。

[ ]

(5) 検索機能の確保に関する措置（第3条第1項第5号関係）  
 主要な記録項目を検索の条件として設定することができる。

検索の条件として設定することができる記録項目	左の項目が記載されている帳簿の種類名称
品名	
数量	
価格	
輸出者名	
許可年月日	
許可書の番号	

日付け又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。  
 二以上の記録項目を組み合わせる条件を設定することができる。

電磁的記録による保存に共通の措置

COM による 保存 に 固有 の 措 置	(6) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置(第4条第1項第1号関係) COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。 [ ] 保存義務者(又は事務責任者)の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、COMの作成責任者の記名押印、COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。
	(7) COMの索引簿の備付けに関する措置(第4条第1項第2号関係) 帳簿の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。 索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。 上記以外の方法による。 [ ]
	(8) COMの索引の出力に関する措置(第4条第1項第3号関係) COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。
	(9) マイクロフィルムリーダープリンタの備付け及び出力に関する措置(第4条第1項第4号関係) COMの保存をする場所へ出力のためのマイクロフィルムリーダープリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができるようにする。 上記以外の方法による。 [ ]
	(10) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置(第4条第1項第5号関係) 上記(4)及び(5)の措置をとって電磁的記録を保存する。 上記(5)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。 上記以外の方法による。 [ ]

8 その他参考となる事項

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認の実績			
(1)	第4条第1項又は第5条第1項の承認の有無	有	無
(2)	承認を受けている場合は、 承認を受けた年月日又はその承認があったものとみなされた日	年	月 日
	承認を受けた主な帳簿の種類名称	[ ]	
	承認した所轄税務署長等	[ ]	
(3)	過去1年以内の第8条による承認の取消しの有無	有(取り消された日	年 月 日) 無

添付書類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類(当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し) 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
------	---

税関様式 C 第 9 3 1 0 号

## 関税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請書

書類

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪  
 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税 関 長 殿

( 所轄外税関長 )

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

輸出入者符号

代表者氏名 ( 法人の場合 )

印

関税法第7条の9第2項・第67条の6第2項・第94条第3項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条第2項・第5条第2項の承認を受けたいので、申請します。

1 承認を受けようとする関税関係書類の種類名称、書類の保存に代える日及び保存場所			
書類の種類名称	書類の保存に代える日	保存方法	保存場所
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	

( 1 / 4 )

2 所轄外税関長を経由して提出する理由（法第94条第3項において準用する場合）					
3 特例輸入者となった・法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者が、関税法基本通達7の9-8又は94-2において準用する7の9-8の規定を適用しようとする場合）					
年 月 日					
4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた関税関係書類の種類名称及びその年月日（この申請に係る関税関係書類について電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）					
区 分	対象となった書類の種類名称	届出書の提出 通知書の受理	年月日	対象となった保存方法	
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM	
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM	
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM	
5 承認を受けようとする関税関係書類の作成に使用する電子計算機の概要					
区 分	メーカー名	機 種 名	台 数	運用形態	設 置 場 所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
6 承認を受けようとする関税関係書類の作成に使用するプログラムの概要					
区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					

7 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置

《注意事項》

- 1 法第4条第2項（電磁的記録による保存）の承認を受けようとする場合は、(1)から(3)に掲げる事項について記載する必要がある。
- 2 法第5条第2項（COMによる保存）の承認を受けようとする場合は、(1)及び(4)から(8)に掲げる事項について記載する必要がある。

電磁的記録による保存に共通の措置

- (1) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（第3条第1項第3号関係）  
 次の名称の書類を備え付ける。  
 システムの概要を記載した書類  
 [ ]  
 システムの開発に際して作成した書類  
 [ ]  
 システムの操作説明書  
 [ ]  
 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は処理委託契約書）並びに電磁的記録の保存に関する事務手続を明らかにした書類  
 [ ]

電磁的記録による保存の一部にも該当する措置

- (2) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（第3条第1項第4号関係）  
 電磁的記録の保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。  
 上記以外の方法による。  
 [ ]

- (3) 検索機能の確保に関する措置（第3条第1項第5号、第3条第2項関係）  
 記録項目を検索の条件として設定することができる。

検索の条件として設定することができる記録項目	主な書類の種類名称
取引年月日	

日付けに係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。

COMによる保存に固有の措置

- (4) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置（第4条第1項第1号関係）  
 COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける  
 保存義務者（又は事務責任者）の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、COMの作成責任者の記名押印、COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。
- (5) COMの索引簿の備付けに関する措置（第4条第1項第2号、第4条第2項関係）  
 書類の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。  
 索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。  
 上記以外の方法による。  
 [ ]

COMによる保存に固有の措置	(6) COMの索引の出力に関する措置（第4条第1項第3号関係） COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。
	(7) マイクロフィルムリーダープリンタの備付け及び出力に関する措置（第4条第1項第4号関係） COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダープリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができるようにする。 上記以外の方法による。 [ ]
	(8) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置（第4条第1項第5号関係） 上記(2)及び(3)の措置をとって電磁的記録を保存する。 上記(3)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。 上記以外の方法による。 [ ]

8 その他参考となる事項

国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認の実績

(1) 第4条第2項又は第5条第2項の承認の有無 有 無

(2) 承認を受けている場合は、  
承認を受けた年月日又はその承認があったものとみなされた日 年 月 日  
承認を受けた主な書類の種類名称

[ ]

承認した所轄税務署長等 [ ]

(3) 過去1年以内の第8条による承認の取消しの有無  
有（取り消された日 年 月 日） 無

添付書類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し） 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
------	---

## 関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書

スキャナ

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪  
 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税 関 長 殿

( 所轄外税関長 )

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名又は名称

印

電 話 番 号

輸出入者符号

代表者氏名 ( 法人の場合 )

関税法第 7 条の 9 第 2 項・第 6 7 条の 6 第 2 項・第 9 4 条第 3 項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 4 条第 3 項の承認を受けたいので、申請します。

1 承認を受けようとする関税関係書類の種類名称、書類の保存に代える日及び保存場所等						
書類の種類名称	ファイル形式	書類の保存に代える日	保存場所	入力方式	法第 4 条第 1 項 法第 5 条第 1 項 の帳簿備付	関連帳簿
		年 月 日		業務 速やか	有・無	
		年 月 日		業務 速やか		
		年 月 日		業務 速やか		
		年 月 日		業務 速やか		
		年 月 日		業務 速やか		

( 1 / 4 )

2 所轄外税関長を経由して提出する理由（法第94条第3項において準用する場合）					
3 特例輸入者となった・法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者が、関税法基本通達7の9-8又は94-2において準用する7の9-8の規定を適用しようとする場合）					
年 月 日					
4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた関税関係書類の種類名称及びその年月日（この申請に係る関税関係書類について電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）					
区 分	対象となった書類の種類名称	届出書の提出 通知書の受理	年 月 日		
取りやめ届出 取消し通知			年	月	日
取りやめ届出 取消し通知			年	月	日
取りやめ届出 取消し通知			年	月	日
5 承認を受けようとする関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置及び電子計算機の概要					
区 分	メーカー名	機 種 名	台 数	運用形態	設 置 場 所 <small>(委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)</small>
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託	



6 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置					
(1) スキャナの基準（第3条第4項、第3条第5項第2号イ） 解像度が1ミリメートル当たり8ドット（200dpi）以上で読み取るものである。 赤色、緑色及び青色の階調が各々256階調以上で読み取るものである。					
(2) 電子署名の付与に関する措置（第3条第5項第2号ロ）					
認証局の名称		電子署名の種類等			
		電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者によって同法第2条第3項の認証業務が行われる同条第1項に規定する電子署名である。 商業登記法第12条の2第1項第1号の規定によって電子署名した者が証明される電子署名である。 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。			
		電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者によって同法第2号第3項の認証業務が行われる同条第1項に規定する電子署名である。 商業登記法第12条の2第1項第1号の規定によって電子署名した者が証明される電子署名である。 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。			
(3) タイムスタンプの付与に関する措置（第3条第5項第2号ロ）					
事業者の名称		タイムスタンプの種類等			
		財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 記録事項が変更されていないことについて関税関係書類の保存期間を通じて確認できる。 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。			
		財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 記録事項が変更されていないことについて関税関係書類の保存期間を通じて確認できる。 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。			
(4) 関税関係書類をスキャナで読み取った際の情報の保存に関する措置（第3条第5項第2号二） 関税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度、階調及び書類の大きさに関する情報を保存し確認することでできる。					
(5) 記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムの概要（第3条第5項第2号ホ） 記録事項について訂正を行った場合には、訂正のすべての履歴が必ず確認できる。 記録事項について削除を行った場合には、訂正のすべての履歴を含む削除前の内容を必ず確認できる。					
区分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					
(6) 関税関係書類に係る電磁的記録と関税関係帳簿の記録事項の関連性の確認に関する措置（第3条第5項第3号） （一連番号、伝票番号、その他（ ））により関税関係書類と関税関係帳簿との関連性を確認することができるようにする。 上記以外の方法による。 [ ]					

(7) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（第3条第5項第4号関係）  
 電磁的記録の保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、映像面の最大径が35センチメートル（14インチ）以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタを備え付けて、電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、当該電磁記録と同等な状態で速やかに出力することができる。  
 カラーディスプレイの画面及び書面に、4ポイントの大きさの文字を認識することができるように入力されており、出力することができる。

(8) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（第3条第1項第3号、第3条第5項第5号関係）  
 次の書類を備え付ける。  
 (システムの概要を記載した書類)  
 システム スキャナ 訂正削除 検索機能 その他（ ）  
 全体 装置 管理機能  
 (システムの開発に際して作成した書類)  
 システム スキャナ 訂正削除 検索機能 その他（ ）  
 全体 装置 管理機能  
 (システムの操作説明書)  
 システム スキャナ 訂正削除 検索機能 その他（ ）  
 全体 装置 管理機能  
 (電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は処理委託契約書）及び電磁的記録の保存に関する事務手続を明らかにした書類)  
 電子計算機処理 電磁的記録の保存 その他（ ）  
 契約書（ 電子署名 タイムスタンプ）

(9) 検索機能の確保に関する措置（第3条第1項第5号、第3条第5項第5号関係）  
 記録項目を検索の条件として設定することができる。

検索の条件として設定することができる記録項目				主な書類名
品名	数量及び価格	仕出人	取引年月日	

数量及び価格並びに日付けに係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。  
 二以上の記録事項を組み合わせて条件を設定することができる。

7 その他参考となる事項  
 国税関係書類の電磁的記録による保存の承認の実績  
 (1) 第4条第3項の承認の有無 有 無  
 (2) 承認を受けている場合は、  
 承認を受けた年月日又はその承認があったものとみなされた日 年 月 日  
 承認を受けた主な書類の種類名称  
 [ ]  
 承認した所轄税務署長等 [ ]  
 (3) 過去1年以内の第8条による承認の取消しの有無  
 有（取り消された日 年 月 日） 無

(注) 法第4条第3項の承認を受けた関税関係書類については、全てスキャナ保存をする必要があります。

添付書類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し） 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
------	---

関税関係帳簿書類に係る電磁的記録の  
電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書

中途

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪  
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税 関 長 殿

( 所轄外税関長 )

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名又は名称

印

電 話 番 号

輸出入者符号

代表者氏名 ( 法人の場合 )

関税法第 7 条の 9 第 2 項・第 6 7 条の 6 第 2 項・第 9 4 条第 3 項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 5 条第 3 項の承認を受けたいので、申請します。

1 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の種類名称、電磁的記録の保存に代える日及び保存場所		
帳簿書類の種類名称	電磁的記録の保存に代える日 (当初の承認を受けた年月日等)	保 存 場 所
	年 月 日 ( 年 月 日 )	
	年 月 日 ( 年 月 日 )	
	年 月 日 ( 年 月 日 )	
	年 月 日 ( 年 月 日 )	
	年 月 日 ( 年 月 日 )	
	年 月 日 ( 年 月 日 )	
	年 月 日 ( 年 月 日 )	

2 所轄外税関長を経由して提出する理由（法第94条第3項において準用する場合）					
3 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた関税関係帳簿書類の種類名称及びその年月日（この申請に係る関税関係帳簿書類について電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）					
区 分	対象となった帳簿書類の種類名称	届出書の提出 通知書の受理	年月日	対象となった保存方法	
取りやめ届出 取消し通知		年 月 日		電磁的記録・COM	
取りやめ届出 取消し通知		年 月 日		電磁的記録・COM	
取りやめ届出 取消し通知		年 月 日		電磁的記録・COM	
4 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間					
保存期間のうち保存期間の初日から（ ）が経過した日以後の期間 保存期間全期間					
5 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機の概要					
区 分	メーカー名	機 種 名	台 数	運用形態	設 置 場 所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
6 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の作成に使用するプログラムの概要					
区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					

7 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置	
<p>《注意事項》</p> <p>1 法第4条第1項（関税関係帳簿の電磁的記録による保存等）の承認を受けている関税関係帳簿について承認を受けようとする場合は、(1)から(10)に掲げる事項について記載する必要があります。</p> <p>2 法第4条第2項（関税関係書類の電磁的記録による保存）の承認を受けている関税関係書類について承認を受けようとする場合は、(3)及び(6)から(10)に掲げる事項について記載する必要があります。ただし、「3 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間」でを選択した場合は、(4)及び(5)に掲げる事項についても記載する必要があります。</p>	
関税関係帳簿の保存等に固有の措置	<p>(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置（第3条第1項第1号イ関係）</p> <p>データを直接に訂正し又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。</p> <p>データを直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳（当初データの特定に必要な情報を付加）を入力することにより行う。</p> <p>上記以外の方法による。</p> <p>[ ]</p> <p>* 該当する場合のみ記載してください。</p> <p>ただし、入力日から [ ] 日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない（内部規定等でこの旨を定める）。</p>
	<p>(2) 追加入力した事実の確認に関する措置（第3条第1項第1号ロ関係）</p> <p>入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。</p> <p>入力データに個々のデータを特定することができる情報 [ 一連番号、伝票番号、その他 ( ) ] を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。</p> <p>上記以外の方法による。</p> <p>[ ]</p>
関税関係書類の保存に共通の措置・関税	<p>(3) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（第3条第1項第3号関係）</p> <p>次の名称の書類を備え付ける。</p> <p>システムの概要を記載した書類</p> <p>[ ]</p> <p>システムの開発に際して作成した書類</p> <p>[ ]</p> <p>システムの操作説明書</p> <p>[ ]</p> <p>電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は委託処理契約書）並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類</p> <p>[ ]</p>
関税関係書類の保存の一部にも該当	<p>(4) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（第3条第1項第4号関係）</p> <p>電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。</p> <p>上記以外の方法による。</p> <p>[ ]</p>

(関税関係書類の保存の一部にも該当) 関税関係帳簿の保存等に固有の措置	(5) 検索機能の確保に関する措置（第3条第1項第5号、第3条第2項関係） 主要な記録項目を検索の条件として設定することができる。																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 40%;">検索の条件として設定することができる記録項目</th> <th style="width: 40%;">左の項目が記載されている帳簿の種類名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">帳簿</td> <td style="text-align: center;">品名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">数量</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">価格</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">輸出者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">許可年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">許可書の番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">書類</td> <td style="text-align: center;">取引年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>日付け又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。 二以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。</p>		検索の条件として設定することができる記録項目	左の項目が記載されている帳簿の種類名称	帳簿	品名		数量		価格		輸出者名		許可年月日		許可書の番号		書類	取引年月日		
	検索の条件として設定することができる記録項目	左の項目が記載されている帳簿の種類名称																			
帳簿	品名																				
	数量																				
	価格																				
	輸出者名																				
	許可年月日																				
	許可書の番号																				
書類	取引年月日																				
関税関係帳簿の保存等・関税関係書類の保存に共通の措置	(6) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置（第4条第1項第1号関係） COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。 [ ] 保存義務者（又は事務責任者）の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、COMの作成責任者の記名押印、COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。																				
	(7) COMの索引簿の備付けに関する措置（第4条第1項第2号、第4条第2項関係） 帳簿の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。 索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。 上記以外の方法による。 [ ]																				
	(8) COMの索引の出力に関する措置（第4条第1項第3号関係） COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。																				
	(9) マイクロフィルムリーダープリンタの備付け及び出力に関する措置（第4条第1項第4号関係） COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダープリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができるようにする。 上記以外の方法による。 [ ]																				
	(10) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置（第4条第1項第5号関係） 上記(4)及び(5)の措置をとって電磁的記録を保存する。 上記(5)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。 上記以外の方法による。 [ ]																				
8 その他参考となる事項																					
関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認（第4条第1項・第5条第1項（帳簿の場合）又は第4条第2項・第5条第2項（書類の場合）の承認）を受けている場合の国税における第5条第3項の承認申請の状況等 [ ]																					

添付書類	<ol style="list-style-type: none"><li>1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類</li><li>2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し）</li><li>3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類</li></ol>

## 関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪  
 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税 関 長 殿

(所轄外税関長)

税 関 長 殿

届 出 者

住 所

氏名又は名称

印

電 話 番 号

輸出入者符号

代表者氏名(法人の場合)

次の関税関係帳簿書類について電磁的記録等による保存等を取りやめますので、関税法第7条の9第2項・第67条の6第2項・第94条第3項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第7条第1項の規定により届け出ます。

1 所轄外税関長を経由して提出する理由(法第94条第3項において準用する場合)			
2 電磁的記録等による保存等をやめようとする関税関係帳簿書類の種類名称			
帳簿書類の種類名称	当初の承認を受けた年月日等	保存方法	保存場所
	年 月 日	電磁的記録 COM スキャナ	
	年 月 日	電磁的記録 COM スキャナ	
	年 月 日	電磁的記録 COM スキャナ	
3 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由			
.....			
.....			
4 その他参考となる事項			
国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認(第4条第1項・第5条第1項(帳簿の場合) 又は第4条第2項若しくは第3項・第5条第2項(書類の場合)の承認)を受けている場合の国税にお ける第7条第1項の届出の状況等 .....			



## 関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪  
 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税 関 長 殿

( 所轄外税関長 )

税 関 長 殿

届 出 者

住 所

氏名又は名称

印

電 話 番 号

輸出入者符号

代表者氏名 ( 法人の場合 )

次の事項を変更することとしたので、関税法第 7 条の 9 第 2 項・第 6 7 条の 6 第 2 項・第 9 4 条第 3 項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 7 条第 2 項の規定により届け出ます。

1 所轄外税関長を経由して提出する理由 ( 法第 9 4 条第 3 項において準用する場合 )			
2 変更しようとする事項に係る関税関係帳簿書類の種類名称			
帳簿書類の種類名称	変更しようとする日 当初の承認を受けた年月日等	保存方法	保存場所
	年 月 日 ( 年 月 日 )	電磁的記録 COM スキャナ	
	年 月 日 ( 年 月 日 )	電磁的記録 COM スキャナ	
	年 月 日 ( 年 月 日 )	電磁的記録 COM スキャナ	
3 変更しようとする事項及び変更の内容			
変更事項	変更の内容		
4 その他参考となる事項			
国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認 ( 第 4 条第 1 項・第 5 条第 1 項 ( 帳簿の場合 ) 又は第 4 条第 2 項若しくは第 3 項・第 5 条第 2 項 ( 書類の場合 ) の承認 ) を受けている場合の国税にお ける第 7 条第 2 項の届出の状況等 ..... .....			

税関様式 C 第 9 3 5 0 号

関税関係帳簿・関税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認通知書

平成 年 月 日

殿

税 関 長 印

平成 年 月 日付でされた関税法第 7 条の 9 第 2 項・第 6 7 条の 6 第 2 項・第 9 4 条第 3 項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請については、その全部・下記の関税関係帳簿・関税関係書類について、これを承認したので通知します。

記

(承認対象の関税関係帳簿又は関税関係書類)

関税関係帳簿・関税関係書類の  
電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書

平成 年 月 日

殿

税 関 長 印

関税法第7条の9第2項・第67条の6第2項・第94条第3項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定に基づく下記1の関税関係帳簿・関税関係書類に係る承認については、下記2の理由により、これを取消したので通知します。

記

## 1 取消しの対象

取消対象の関税関係帳簿書類	承認年月日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日

## 2 取消しの理由

関税関係帳簿・関税関係書類の  
電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書

平成 年 月 日

殿

税 関 長 印

平成 年 月 日付でされた関税法第 7 条の 9 第 2 項・第 6 7 条の 6 第 2 項・第 9 4 条第 3 項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請については、その全部・下記 1 の関税関係帳簿・関税関係書類について、下記 2 の理由により、これを却下したので通知します。

記

1 却下の対象

2 却下の理由

受理番号

税関様式C第9400号

特定輸出者承認申請書

平成 年 月 日

税関長 殿

申請者

住 所

氏名又は名称

電話番号

輸出入者符号

代表者名（法人の場合）

代理人

住 所

氏名又は名称

関税法第67条の3第1項に規定する特定輸出者の承認を受けたいので、同条第5項の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 関税法第67条の3第1項の適用を受けて輸出申告しようとする貨物の品名
2. 関税法第67条の4第1号のイからホまでのいずれかに該当する事実の有無(該当する事実がある場合にはその内容)
3. 関税法第67条の4第3号の法令遵守規則の有無
4. 輸出関係帳簿及び書類の保存状況
5. その他参考となるべき事項
6. 特定輸出者承認申請担当者の氏名、所属及び連絡先  
輸出者

代理人

承認番号

税関様式C第9410号

特定輸出者承認通知書

平成 年 月 日

殿

税関長

平成 年 月 日付特定輸出者承認申請については、承認したので通知します。

(注)住所、氏名又は名称、役員(代表者を含む。)及び使用人その他の従業者、法令遵守規則について変更があった場合は、特定輸出者承認内容変更届にて遅滞なく届け出てください。

税関様式 C 第 9 4 2 0 号

特定輸出者不承認通知書

平成 年 月 日

殿

税関長

平成 年 月 日付特定輸出者承認申請については、承認をしないこととしたので通知します。

記

受 理 番 号

受 理 年 月 日

不承認理由

## 税関様式C第9430号

特定輸出者承認内容変更届

平成 年 月 日

税 関 長 殿

届 出 者

住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

輸出入者符号

代表者名（法人の場合）

代理人

住 所

氏名又は名称

平成 年 月 日付承認番号 号により承認を受けた特定輸出者承認の内容について変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。

記

## 1. 変更内容等

変更内容	変更理由	変更事実の発生日

## 2. 関税法第67条の4第1号イから二のいずれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合には、その内容）

- （注）1. 住所及び氏名又は名称に変更があった場合には、登記事項証明書を添付してください。
2. 役員（代表者を含む。）、代理人又は使用人その他の従業者に変更があった場合には、変更の内容を明示する書類（一覧表等）及び履歴書（役員以上）を添付してください。
3. 役員（代表者を含む。）、代理人又は使用人その他の従業者の変更以外の場合は、「2. 関税法第67条の4第1号イから二のいずれかに該当する事実の有無」欄の記入は不要です。
4. 法令遵守規則の変更の場合には、変更後の法令遵守規則を添付してください。



税関様式C第9440号

特定輸出申告取りやめ届

平成 年 月 日

税 関 長 殿

届 出 者

住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

輸出入者符号

代表者名（法人の場合）

代理人

住 所

氏名又は名称

平成 年 月 日付承認番号 号により承認を受けた特定輸出者承認について、関税法第67条の3第1項の規定の適用を受ける必要がなくなったので、関税法第67条の7の規定に基づき届け出ます。

取りやめの理由

税関様式C第9450号

特定輸出者承認取消書

平成 年 月 日

殿

税関長

平成 年 月 日付承認番号 号により承認した特定輸出者承認については、下記の理由により取り消したので、通知します。

記

申請番号

税関様式C第9460号

## 特定輸出者の承認の承継の承認申請書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

輸出入者符号

代表者名（法人の場合）

代 理 人

住 所

氏名又は名称

関税法施行令第59条の11第2項において準用する関税法施行令第39条の2第1項又は第2項の規定により、下記のとおり申請します。

## 記

被相続人の氏名又は合併若しくは分割前の法人の名称	
被相続人の住所又は合併若しくは分割前の法人の住所	
合併後存続し若しくは設立される法人又は分割により承認を承継する法人の名称	
合併後存続し若しくは設立される法人又は分割により承認を承継する法人の住所	
承認の承継の理由	
相続又は合併若しくは分割が予定されている年月日	

承認番号

税関様式C第9470号

特定輸出者の承認の承継の承認書

平成 年 月 日

殿

税関長

平成 年 月 日付特定輸出者承認の承継の申請については、承認したので  
通知します。

(注) 承継の承認特定輸出者の住所、氏名又は名称、役員(代表者を含む。)  
及び支配人その他の主要な使用人、社内管理規定について変更があった場  
合は、特定輸出者承認内容変更届にて遅滞なく届け出てください。

税関様式 C 第 9 4 8 0 号

特定輸出者承認の承継の不承認書

平成 年 月 日

殿

税関長

平成 年 月 日付特定輸出者承認の承継の申請については、承認をしないこととしたので通知します。

記

受 理 番 号

受 理 年 月 日

理 由

税関様式 C 第 9 4 9 0 号

特定輸出貨物の輸出許可取消申請書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

届 出 者

住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

輸出入者符号

代表者名（法人の場合）

代 理 人

住 所

氏名又は名称

申告番号 (平成 年 月 日許可)に係る特定輸出貨物について、輸出の許可を受けている必要がなくなったので、関税法第67条の11第1項の規定に基づき申請します。

取消しの理由

税関様式 C 第 9 5 0 0 号

特定輸出貨物の輸出許可取消書

平成 年 月 日

殿

税関長

申告番号 (平成 年 月 日許可) に係る特定輸出貨物について、下記の理由により輸出の許可を取り消したので、通知します。

記

理 由

- 1 . 関税法第67条の11第 1 項の規定による申請があったこと
- 2 . その他

( )